

建設産業における生産システム合理化指導要綱

(平成4年2月20日監－1640)

第1 趣旨

建設産業は、その生産特性により元請・下請関係を中心とした分業関係が基本となっているが、近年の建設需要の多様化及び建設技術の高度化、専門化等を背景として、元請・下請間の機能分担のあり方に変化が生じている。即ち、直接施工機能を担う下請企業の建設産業に占める重要性が高まって、これまでの補助的役割から、元請企業と役割を分担、協力して建設工事を施工するという方向へ変化しつつある。

しかし、一方では、依然として元請・下請間に片務性が残っているほか、重層下請の増加等による生産効率の低下、技能労働者を中心とした人手不足の深刻化、高齢化の進展等建設産業全体に関わる様々な問題を抱えている。

こうした中で、建設産業が技術と経営に優れ、労働者に魅力ある産業として発展していくためには、建設生産システムの適正化を図ることが必要であり、従来のいわゆる「下請保護」を中心とした観点のみではなく、元請・下請が対等な立場のパートナーとして、双方が機能的に補完し合う合理的な分業関係を確立していくことが基本となる。

この要綱においては、従来の元請・下請について、建設生産システムにおけるそれぞれの機能に着目し、総合工事業者（発注者から直接建設工事を請け負って企画力、技術力など、総合力を発揮してその管理監督を行う総合的管理監督機能を担う企業をいう。）と専門工事業者（専門的技能を発揮して工事施工を担当する直接施工機能を担う企業をいう。）としてとらえ、総合工事業者と専門工事業者がそれぞれ対等の協力者として、その負うべき役割と責任を明確にするとともに、それに対応した建設産業における生産システムのあり方を示したものである。

これは、建設生産システムの合理化を進める上での指導方針であり、建設業者の取り組みの指針ともなるべきものである。

第2 総合工事業者の役割と責任

総合工事業者は、総合的管理監督機能を担うとともに、建設工事の発注者に対して契約に基づき、工事完成についてのすべての責任を持つという役割を有している。また、総合工事業者が、発注者との間で行う請負価格、工期（工事着手の時期及び工事完成の時期）の決定等は、自らの経営はもとより、専門工事業者の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものである。このため、次の責任を果たすべきである。

ア 経営計画の策定、財務管理及び原価管理の徹底など、的確な経営管理を行い得る能力の向上に努めること。また、常に合理的な請負価格、工期による受注に努めるとともに、専門工事業者への発注に当たっては、請負価格、工期、請負代金支払等の面で適正な契約を締結すること。

イ 業種・工程間の総合的な施工管理を的確に行うため、技術者に対する研修の充実等により、管理監督機能の向上に努めること。また、効率的かつ高度な建設生産を確保するため、技術開発の推進、施工の合理化に努めること。

- ウ 優良な専門工事業者の施工能力、経営管理能力等を的確に把握し、評価できる体制の確立に努めること。
- エ 優秀な建設労働者を確保するため、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

第3 専門工事業者の役割と責任

専門工事業者は、直接施工機能を担っており、建設生産物の品質、原価に対し実質的に大きな影響を与えるものである。また、近年においては、建設生産システムにおける専門工事業者の担う役割が増大しており、特に、専門的技術・技能を有する建設労働者を直接に雇用する等の点において、今後の建設産業の発展に大きな役割を有している。このため、次の責任を果たすべきである。

- ア 教育訓練等の充実や、技術・技能資格等の取得の奨励等により、施工能力及び経営管理能力を向上させるとともに、常に合理的な契約条件による受注に努め、企業基盤の強化を図ること。
- イ 専門工事業者の役割の高度化という要請に応え、分担する工事分野において、直接施工のみならず、施工管理をも自らが行い得る体制の確立に努めるとともに、各々の能力に応じて部分一式等多様な業種・工程を担うことができるよう努めること。
- ウ 優秀な建設労働者を確保するため、直用化の推進等による雇用の安定、月給制の拡大、職能給の導入、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

第4 適正な契約の締結

(1) 契約締結のあり方

建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の事項を遵守するものとする。また、建設工事の内容や工期・工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についても、これに準ずるものとする。

- ア 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。
- イ 契約の当事者は、対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。
- ウ 請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする。また、消費税相当分を計上すること。
- エ 請負価格の決定は、見積り及びその協議を行う等の適正な手順によること。
- オ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに請負価格を減じないこと。

(2) 代金支払等の適正化

下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守す

るものとする。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

ア 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

イ 請負代金の支払はできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費担当分については現金払とすること。

ウ 手形期間は、90日以内のできる限り短い期間とすること。

エ 前払金の支払を受けたときは、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。特に、公共工事においては、発注者（下請契約における注文者を除く。以下同じ。）からの前払金は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず前金払制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。

オ 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期間前に資材の代金を支払わせないこと。

第5 適正な施工体制の確立

（1） 施工体制の把握

建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するものとする。

ア 施工計画の立案

監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする建設業者は、建設工事を請け負う前に下請契約の受注者に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案すること。

イ 施工体制台帳

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては当該建設工事を施工するため下請契約を締結したとき、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては当該建設工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の額が建築一式工事にあつては6,000万円以上、建築一式工事以外の建設工事にあつては4,000万円以上となるときは、施工体制台帳（様式1又はこれに準拠するもの）を作成し、これを工事現場に備え置くとともに、公共工事においてはその写し（記載事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）を発注者に提出すること。

なお、民間工事においては、下請契約の請負代金の額が上記の金額未満の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、施工体制台帳の作成を

行うことが望ましいものであること。

ウ 施工体系図

イの施工体制台帳を作成しなければならないこととされている建設業者（以下「作成建設業者」という。）は、当該建設工事における下請契約の各受注者の施工の分担関係を表示した施工体系図（様式 2 又はこれに準拠するもの）を作成し、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所（公共工事においては工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所）に掲げること。

エ 受注者に対する通知等

作成建設業者は、当該建設工事の下請契約の受注者に対し、当該建設工事が施工体制台帳の作成を要する建設工事である旨等を記載した通知（様式 3 又はこれに準拠するもの）を交付し、かつ、工事現場の見やすい場所に掲げること。

オ 再下請負通知書

下請契約の受注者（作成建設業者と直接下請契約を締結した受注者のほか、当該建設工事の施工に携わるすべての下請契約の受注者を含む。）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、当該他の建設業を営む者に対しエの通知を交付するとともに、作成建設業者に対して再下請負通知書（様式 4 又はこれに準拠するもの）を提出すること。

（２） 一括下請の禁止等

ア 一括下請は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、受注者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであることなど、種々の弊害を有することから、建設業法上は発注者の承諾が得られる場合を除き禁止されているところであるが、公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により全面的に禁止されていることに留意すること。

イ 不必要な重層下請は、同様に種々の弊害を有するので、行わないこと。

（３） 技術者の適正な配置

ア 工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることのないよう、適切な資格、技術力等を有する技術者等の適切な配置を図ること。特に、監理技術者資格者証に係る建設業法の規定を遵守すること。

イ 建設業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事する者で、その建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとする。

（４） 適正な評価に基づく受注者の選定

注文者は、受注者の選定に当たっては、その建設工事の施工に関連し建設業法の規定を満たすものであることはもとより、

ア 施工能力

イ 経営管理能力

ウ 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況

エ 労働福祉の状況

オ 関係企業との取引の状況 等を的確に評価し、優良な者を選定するものとする。
この場合においては、少なくとも別表 1 に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

第 6 建設労働者の雇用・労働条件の改善

建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、少なくとも別表 2 に定める事項について措置するものとする。

また、発注者から直接建設工事を請負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての受注者が別表 2 に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

この場合、発注者から直接建設工事を請負った建設業者以外の注文者は、上記の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

第 7 遵守のための体制づくり

- (1) 建設業者は、その役職員に対する本要綱の周知徹底に努めなければならない。特に総合工事業者にあつては、建設生産システムの合理化を積極的に推進する体制の整備・拡充に努めるとともに、その請負った建設工事におけるすべての建設業者に対して、本要綱の第 4 及び第 5 の遵守についての指導に努めるものとする。
- (2) 建設業者団体においては、会員企業に対する本要綱の周知徹底に努めるとともに、本要綱の遵守について団体としての取組みの体制を確立するものとする。
- (3) 本要綱に基づき真に合理的な建設生産システムを確立するためには、総合工事業者と専門工事業者のそれぞれが果たすべき役割と責任についての理解を共有することが不可欠である。このため、建設業者団体が主体となり、総合工事業者、専門工事業者のそれぞれが対等な立場に立って協議を行う場を設け、適正な契約関係の形成のためのルール、建設労働者の雇用・労働条件等の改善及び技術・技能の向上に係る役割分担に関するルール等を確立するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 元請・下請関係の適正化に関する指導要綱（昭和 54 年 4 月 1 4 日）は廃止する。

附 則（平成 1 3 年 8 月 2 0 日建管－9 3 3 一部改正）

この要綱は、平成 1 3 年 8 月 2 0 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 1 1 月 1 3 日建政－1 3 9 8 一部改正）

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 1 1 月 1 3 日から施行する。
- 2 平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日以前に発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成 2 7 年 3 月 1 9 日建政－2 0 1 1 一部改正）

- 1 この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
- 2 平成２７年３月３１日以前に発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、
なお従前の例によるものとする。

附 則（平成２８年５月３１日建政－３９１ 一部改正）

この要綱は、平成２８年６月１日から施行する。

別表 1

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は、適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

別表 2

<雇用・労働条件の改善>

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は、毎月1回以上一定日に、通貨でその金額を直接建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には充分配慮すること。

<安全・衛生の確保>

- (6) 労働安全衛生法に従うなど、建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

<福祉の充実>

- (8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。
なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (9) 任意の労災補償制度に加入するなど、労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- (10) 建設業退職金共済組合に加入するなど、退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。
なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (11) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

<福利厚生施設の整備>

- (12) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
- (13) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

<技術及び技能の向上>

- (14) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

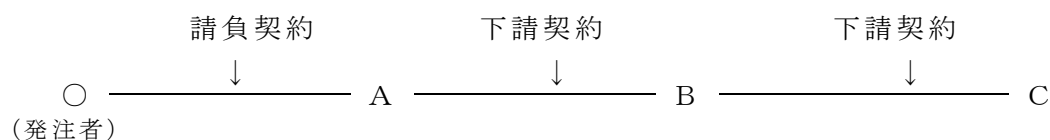
<適正な雇用管理>

- (15) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- (16) 建設労働者の募集は適法に行うこと。
- (17) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

<その他>

- (18) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

(参考) 下請契約の当事者の呼称は、次のようになっています。



- ・ A、B、Cはいずれも建設業者です。
- ・ Aは、発注者から直接工事を請負った建設業者です。
- ・ AとBとの間の下請契約では、Aは「注文者」、Bは「受注者」です。
- ・ BとCとの間の下請契約では、Bは「注文者」、Cは「受注者」です。

(様式 1)

年 月 日
施 工 体 制 台 帳

(会 社 名)
(事務所名)

建設業の 計 可	許 可 業 種	許 可 番 号	許可 (更新) 年月日
	工事業	大臣 特定 一般 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 一般 号	年 月 日

工事名称 及 工事内容			
-------------------	--	--	--

発注者名 及 住 所			
------------------	--	--	--

工 期	自 年 月 日	至 年 月 日	契 約 日 年 月 日
-----	---------	---------	-------------

契 約 所 営 業	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険 等の加入 状 況	保険加入 の有 無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入	加入 未加入	加入 未加入	
	事業所 整理記号等	区分	適用除外	適用除外	適用除外
		元請契約	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		下請契約			

発 注 者 の 監 督 員 名	権 限 及 び 意 見 申 出 方 法		
--------------------	------------------------	--	--

監 督 員 名	権 限 及 び 意 見 申 出 方 法
現 代 理 人 名	権 限 及 び 意 見 申 出 方 法
監理技術者名 主任技術者名 専門技術者名	資 格 内 容 専 門 技 術 者 名 資格内容
担 当 工事内容	資 格 内 容 担 当 工 事 内 容

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

《 下請負人に関する事項 》

会 社 名	代表者名	
住 所 電話番号	(〇)	
工事名称 及 工事内容		
工 期	自 年 月 日	至 年 月 日

建設業の 計 可	施行に必要な許可業種	許 可 番 号	許可 (更新) 年月日
	工事業	大臣 特定 一般 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 一般 号	年 月 日

健康保険 等の加入 状 況	保険加入 の有 無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	事業所 整理記号等	加入 未加入	加入 未加入	加入 未加入	
		適用除外	適用除外	適用除外	
現場代理人名 権限及び 意見申出 方法	事業所 整理記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入	加入 未加入	加入 未加入	
		適用除外	適用除外	適用除外	
	主任技術者名 専任 非専任	安全衛生責任者名 安全衛生推進者名 雇用管理責任者名 専門技術者名 資格内容 担 当 工 事 内 容			
	資格内容	資格内容 担 当 工 事 内 容			

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

(記載要領)

- 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理技術者、主任技術者の配置状況について、「監理技術者名・主任技術者名」及び「専任・非専任」のそれぞれいづれかに○印を付け、氏名を記載すること。
- 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載すること。(監理技術者、主任技術者が専門技術者を兼ねることができる。)また、複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は通宜欄を設けて全員を記載すること。
- 4 健康保険等の加入状況の記載要領は次のとおり。
 - ① 各保険の適用を受ける営業所については「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部に行っていない場合を含む）は「未加入」、元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
 - ② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
 - ③ 下請負人に関する事項において、下請契約に係る営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「再下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
 - ④ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑥ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
- 5 資格内容の記載要領は次のとおり。
 - ① 監理技術者については、建設業法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する建設業法施行規則別表（2）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載すること。
 - ② 主任技術者については、建設業法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、建設業法施行規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載すること。
- 6 外国人建設従事者の従事状況は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるものが、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 7 外国人技能実習生の従事状況は、同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

【施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）】

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びひの者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

(様式2)

施工体系図

発注者名	
工事名称	

工期	自 年 月 日 至 年 月 日
----	--------------------

元請名	
監督員名	
監理技術者名	
主任技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
専門工事内容	

会	総括安全衛生責任者
	長
元方安全衛生管理者	
書記	

副会	
	長

会	会社名	
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日～年 月 日	

会	会社名	
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日～年 月 日	

会	会社名	
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日～年 月 日	

会	会社名	
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日～年 月 日	

会	会社名	
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日～年 月 日	

会	会社名	
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日～年 月 日	

会	会社名	
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日～年 月 日	

会	会社名	
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日～年 月 日	

会	会社名	
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日～年 月 日	

会	会社名	
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日～年 月 日	

会	会社名	
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日～年 月 日	

会	会社名	
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日～年 月 日	

(様式3)

年 月 日

下 請 負 業 者 の 皆 さ ん へ

【元請負業者】

会 社 名 _____

事業所名 _____

施工体制台帳作成建設工事の通知

当工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に基づく施工体制台帳の作成を要する建設工事です。

この建設工事に従事する下請負業者の方は、一次、二次等の層次を問わず、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、速やかに次の手続きを実施してください。

なお、一度提出いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して再提出しなければなりません。

(1) 再下請負通知書の提出

建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書により、自社の建設業の許可や主任技術者等の選任状況及び再下請負契約がある場合はその状況を、直近上位の注文者を通じて元請負業者に報告されるようお願いします。

一次下請負業者の方は、後次の下請負業者から提出される再下請負通知をとりまとめ、下請負業者編成表とともに提出してください。

(2) 再下請負業者に対する通知

他に下請負を行わせる場合は、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、『再下請負通知書』を提出するとともに、関係する後次の下請負業者に対してこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

なお、当工事の概要は次の通りですが、不明の点は下記の担当者に照会ください。

元 請 名			
発 注 者 名			
工 事 名			
監 督 員 名		権 限 及 び 意見申出方法	
提出先及び 担 当 者			

再下請負通知書

年 月 日

直近上位の

注文者名

現場代理人名
(所長名)

殿

【報告下請負業者名】

住 所

T E L
F A X

会 社 名

代表者名

印

元請名称

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容	工事業種	許可番号	許可(更新)年月日
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日

建設業の 計 可	健康保険 等の加入 状 況	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
建設業の 計 可	健康保険 等の加入 状 況	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外

健康保険 等の加入 状 況	健康保険 等の加入 状 況	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
健康保険 等の加入 状 況	健康保険 等の加入 状 況	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外

監督員名	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
現場代理人名	雇用管理責任者名
権限及び 意見申出方法	専門技術者名
主任技術者名	資格内容
資格内容	担当工事内容

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有	無	有	無
-----------------------	---	---	---	---

《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名	代表者名
住所 電話番号	(B)
工事名称 及び 工事内容	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日 契約日 年 月 日

建設業の 計 可	健康保険 等の加入 状 況	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
建設業の 計 可	健康保険 等の加入 状 況	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外

健康保険 等の加入 状 況	健康保険 等の加入 状 況	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
健康保険 等の加入 状 況	健康保険 等の加入 状 況	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外

現場代理人名	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
主任技術者名	雇用管理責任者名
資格内容	専門技術者名
資格内容	資格内容
資格内容	担当工事内容

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有	無	有	無
-----------------------	---	---	---	---

(記載要領)

- 1 主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事や施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載すること。（一式工事の主任技術者が専門工事としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）また、複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載すること。
- 3 健康保険等の加入状況の記載要領は次のとおり。
 - ① 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
 - ② 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
 - ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
- 4 資格内容は、主任技術者が建設業法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、建設業法施行規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載すること。
- 5 外国人建設就労者の従事状況は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるものが、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 6 外国人技能実習生の従事状況は、同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

【再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)】

- ・ 再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）